

統括校長を置くことができる学校の基準

制 定 平成21年1月1日 教育長 決定

要 綱 第 2 1 号

(目的)

第1 この基準は、品川区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年品川区教育委員会規則第13号）第6条の2の規定に基づき、品川区立学校（以下「学校」という。）のうち、統括校長を置くことができる学校について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2 統括校長を置くことができる学校は、次のとおりとする。

- (1) 先進的な取組を推進するとともに、その成果を品川区立学校全体に還元する役割を担う学校
- (2) 品川区教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を担う学校
- (3) 学校規模や分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校
- (4) 統括校長の豊富な経験、より高度の専門的知識等を活用して経営する必要がある学校

(統括校長を置く学校の指定)

第3 第2に規定する基準に基づき統括校長を置く学校の指定は、別途行う。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。